

○公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団役員及び 評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（以下「事業団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する基準に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に基づき、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 事業団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員が役員を兼務する場合は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員に対しては、評議員会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。

(報酬等の決定基準)

第4条 役員に対する報酬等は、各年度の総額2,000万円（うち監事500万円）を超えない範囲内において、別表第1のとおりとする。

- 2 評議員の報酬等は、定款第13条に定める総額の範囲内において、別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、事業団職員の例によるものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支給するものとする。

2 評議員の報酬は、評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬額は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給できる。

(費用)

第8条 事業団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支給するものとする。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）役員の報酬等

1 常勤理事の報酬月額

(1) 理事長

愛知県の職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）別表第 1 に掲げる再任用職員（以下「県再任用職員」という。）に係る 8 級の額に 100 分の 125 を乗じた額（千円未満は切り捨て）に 100 分の 108 を乗じた額

(2) 理事

県再任用職員に係る 5 級の額に 100 分の 123 を乗じた額（千円未満は切り捨て）に 100 分の 108 を乗じた額

2 常勤理事の賞与

(1) 理事長

次のアからエを合算した額に、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団期末手当及び勤勉手当に関する細則（以下、「細則」という。）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する乗率を乗じた額

ア 県再任用職員に係る 8 級の額

イ アの額に 100 分の 8 を乗じた額

ウ アの額とイの額を合算した額に 100 分の 20 を乗じた額

エ アの額に 100 分の 15 を乗じた額

(2) 理事

次のアからエを合算した額に、細則第 4 条第 3 項第 1 号に規定する乗率を乗じた額

ア 県再任用職員に係る 5 級の額

イ アの額に 100 分の 8 を乗じた額

ウ アの額とイの額を合算した額に 100 分の 10 を乗じた額

エ アの額に 100 分の 13 を乗じた額

3 常勤監事の月額報酬

222,700 円

4 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、1 回あたり 1 万円

別表第 2（第 4 条関係）評議員の報酬

評議員会出席等、必要の都度、1 回あたり 1 万円